

Title	板本 肥前風土記について : 大東急本との関係
Author(s)	八木, 毅
Citation	語文. 20 P.10-P.19
Issue Date	1958-06-25
Text Version	publisher
URL	<a href="http://hdl.handle.net/11094/68518">http://hdl.handle.net/11094/68518</a>
DOI	
rights	
Note	

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

# 板本 肥前風土記について

— 大東急本との関係 —

八 木 毅

本稿は流布本である所謂久老校訂の板本肥前風土記を、その原本である大東急本との比較においてその成立過程などを考証しようとするものである。

板本は奥に「寛政十二年庚申五月 浪華書肆 柳原喜兵衛」とあり、久老の奥書によれば彼が底本として用いたものは長崎の人、大家（原本「大家」）惟年の伝本であるが、それには誤字も少くないので、寛政十一年三月（原本「二月」）、城戸千楯・長谷川菅緒等の需めによつて校正し、訓点を加へたとある。

ここに底本とした大家惟年の本といふのは原本にのこされた奥書によれば、天明六年に尾張の河村秀根が大村の人岩永常輔から借り写したものであることがわかる。これは所謂律本である。

原本は、板本が刊行せられる一年三ヶ月前にできてゐたことは、右に引いた久老の奥書によつて知りうるころであるが、そこに名をつらねた兩名は、上田桃樹と長谷川菅麻呂となつてゐる。つまり原本を成すにあつては上田桃樹が協力者として挙げられ、板本の刊行にあつては城戸千楯が協力者として挙げられてゐるのである。板本奥書に桃樹の名が何故に削られたのであるか、また彼にとつて代つて千楯の名が出されるに至つたのはどういふ意味があつ

たのであらうか。かうした疑問について、いまこれを説明すべき充分な資料をもたないので、国学者伝記集成を披いてみるに、原本成立に関与した上田桃樹は、俗称を雞屋藤助といひ、京都の人、鈴屋門、古学を學んで「大祓詞後釈余考」を著はした。彼に対して城戸千楯は通称を万治郎・範次・蛭子屋右衛門といひ、書肆を業とし、弘化二年、六十八才で歿してゐる。千楯もやはり京の人、鈴屋・五十槻兩門にわたり、「雅言通載抄」「和歌ふるの山ぶみ」などの著がある、と両者について簡単な記述があるのみである。

しかしこれらから考へてみるに、肥前風土記の校訂本刊行を企圖した当時無名の学者、長谷川菅麻呂は、京都遊学中に知つた上田桃樹と協力して所謂律本を底本とした校訂本を作り、折しも滞京中であつた荒木田久老の許に加点を乞ひ、上梓のことについて諮つたのであらうと思はれる。

かくの如くして原本を得てからの一年余の間は、この計画の発起者である長谷川菅麻呂が、主として原本本文および訓点の整理、板下本の作成、出版元との交渉を行つたものと推定せられるのである。そしてこの段階において出てきたのが学界や、とりわけ出版界に顔の利く城戸千楯であり、そのために自然しりぞけられることに

なつたのが上田桃樹であつた、といふことにならうと思はれるのである。だから原本成立の功の一半は桃樹にあり、出版の功の一半は千楯にあるといへるのかも知れない。

原本と板本両者の奥書によつて、板本の成立過程を考へてみると原本作成から板本上梓に至るまでの長谷川菅麻呂の作業の展開のしかたは、ほぼ右のごとくであつたとみられるのである。それでは原本と板本の両者の間に、具体的にどのやうな事実があるのかといふことについての考察を以下において進めてゆきたい。

板本を通じてまづ注意せられるのは、頭注の中に本文校訂に関するものがあることで、それは三十箇所ある。それらは (1)旧本作□ (2)一本作□ (3)疑□ (4)本作□ (5)其他の形をとり、(1)が十五例、(2)が四例、(3)が八例、(4)が一例、(5)が二例となつてゐる。

ところで(1)(2)(3)の場合と、(4)の場合とは、そのさすところがそれぞれ異なる本であるやうに見えながら、(1)(2)における旧本とか一本とかいふのは(4)における本とあるのに同じく、いづれもそれらは原本の本文をさしてをり、板本の頭注は、原本の、主として朱の傍注の施されてゐる箇所に対応してゐるのである。(3)は、例へば「尺疑丈之誤乎」といふ形でてゐるのであるが、この場合は、尺が原本の本文であり、同時に板本の本文になつてゐるのであるが、原本では朱の傍注があつて「丈」と注記されてゐるのである。(1)(2)(4)の場合には、板本の本文を原本の傍注によつて改めた場合であり、(3)の場合には改めるには至らなかつたけれども、原本の傍注を消極的な形で板本に持込んだ場合である。板本における頭注は、原本との関係において見た場合、主としてこのやうなものであるといへるが、そのほかに右の如き本文校訂に関したものはない例へば天皇の諱号を

記する場合、所出地名の所在を示す場合、和名抄の和訓を引く場合記事に關聯して紀・釈紀・遊仙窟などの他書を引用する場合などがある。そしてこれらの場合も、そのほとんどすべてが、すでに原本の傍注か頭注として記されるところであつて、板本ではそれをいくらか簡略にしたり、傍注であつたものを頭注にしたりした相違が存する程度である。肝腎な校訂に関する頭注が、すでに述べた如く、その原拠を原本の本文にもちながら「旧本」「一本」「本」などと種々に言ひかへてゐるのは何故であらうか。原本にさうあるのなら、不思議はないのである。原本の原拠がそのやうに示されてゐるかと云ふにさうではないのである。原本にも、頭注・傍注ともに「一本」「校正本」「校本」などの語が後に述べる如く、それぞれ一つづつは出てくるが、それ以外の全部については、所拠を示してゐないし、傍注に「□歟」とある場合の半数以上が猪熊本系のものでよつてゐることをみれば、板本頭注に「旧本」「一本」「本」などとあげたのは、校訂者の学術的ないはば虚飾であつたといふことができこれらはいづれも「本」もしくは「旧本」のいづれかに統一すべきであつたと思はれるのである。

次に両本における訓注を中心に考察を通めよう。

原本には傍注・頭注のほかに、本文の訓を記した訓注が四次にわたつて行はれたやうに見受けられる。その一は細筆による墨書の訓点であつて、おそらくこれは桃樹・菅麻呂の両者により最初に施されたものであらうと考へられる。それは次に久老の朱点の基礎になつたものとみられるのである。以下本稿ではそれを①の符号で以つて示すことにする。その二つは、久老の朱筆、久老と署名のある傍注・頭注箇所の筆跡などからして、訓注の朱の大部分を久老のもの

みてこれを②の符号で示す。その三は「スガ云」とある朱注の類でそれを③の符号で示す。朱の色が②に比しあざやかさが無い。菅麻呂の附したものである。その四は、原本における最終の訓であつて④よりもやや筆太に墨書した訓注である。これを④の符号で示す。この段階で前述の千楯が附訓作業に加はつてゐたといふ証拠はあげない。彼はおそらく④以後、板本の板下原稿の段階で菅麻呂との協力の形において久老との接触があつたものと想像せられるのである。

新

一 雜羅勅忍海漢人 (板本 L85 オシノミノアヤヒト)

①オシノミノアヤヒト  
②ツチムロ  
③ホウラ  
④フキ

二 堡 (板本 L137 ムムロラ)

①ミツシマ  
②シマ

三 進食 (板本 L143 ミラシンタマフ)

①ナケ  
②ユフニ

四 投リ鉤 (板本 L146 ツリヲナケイレ玉フ)

①アメノシダ  
②知メス

五 御宇 (板本 L151 送り仮名) メス)

①シヌハラ  
②シヌハラ

六 篠原村 篠謂 (板本 L153 シヌハラ 篠謂) 志奴師 (板本 L153 シヌハラ 志奴) ①符敷

①コトニ  
②スアレタリ ヒトニ

七 特絶一人間 (板本 L154 コトニ ヒトニ スグレタリ)

右に引いた七つの例は、①と板本の訓との関係を示すために挙げたものである。これらが示すところは、イ①がそのまま板本の訓になつてゐる場合(イ) ロ①とその後の訓とを合はせて板本の訓になつてゐる場合(ロ) ハ①乃至④の訓を簡略にした場合(ハ) ニ①を改訓してゐる場合(ニ)に補つてゐる場合(ニ) (四) 以上の四類にわかつことができ。ここにロハニのやうな相互関係が見られるといふことは原本と板本との間に、さらに少くとも一回の稿本(板下本の原稿)のあつたことを示してゐるのである。

八 山道川 (板本 L43 ヤマミチカハ)

九 (神崎郡頭注) 埼者幸之意乎 久老 (板本 L95 頭注) 「神崎之崎者幸之 (素) 素久老 (意乎)」

一〇 夜衰御寝 (板本 L99 夜素御寝 (頭注) 「素旧本為衰以 (素) 素久老 (辭按) 改之」)

一一 值嘉郡 (板本 L190 值嘉嶋) (素) 島 校正本

ここに挙げた(一) (二)の四例は、原本の注記中、注記を施した者や、拠るところが確実に示されたものであつて、(三)の(墨は④と見ることも可能であるが、久老が自身かう傍注したと考へることもまた可能であつて、これはいづれであるとも断定できないのである。原本本文は、猪熊本文と同一である。(二)の二つの朱注はそれぞれ筆跡と朱の色を異にし、左の傍注は久老であらうと思はれ、「校正本」は前記「久老校本」と同じものかとも見られるのである。この箇所



①オホヤ  
②オホヤ

二七 大家嶋 (板本 L 184) オホヤ)

③アズミノムラジ

二八 阿曇連 (板本 L 192) アヅミノムラジ)

④アイコ

二九 相子 (板本 L 206) アヒコ)

④トミタレリ トヨクリ

三〇 豊足……豊足村 (板本 L 233) ユタニタラヘリ……ユタタリ)

②ハヤクツ

三一 速末津姫 (板本 L 245) ハヤクツヒメ) 速来津姫)

③ソナヒタマノ

三二 具足玉国 (板本 L 255) ソナヒタマ)

④ウキアナ アハヒメ

三三 浮穴 洙媛 (板本 L 261) ウキナワヒメ)

④ミワノオホヌノ

三四 神大野宿称 (板本 L 278) ミワノオホヌノ)

③ツチハノ

三五 土齒池 (板本 L 281) ヒヂハノ)

右に引例した訓注のうち、(四)(四)(四)(四)(四)などは、原本の訓に満足せずして改めた上で、板本の訓ができてゐるが、多分これらは板下本を作る時に改訓せられたものと思はれるのである。中でも(四)(四)などは久老の訓注を原本で改めず、板本に至つてはじめて、全く改変せられてゐるのをみると、原本から板本上梓までの期間

が短いだけに、久老自身の意向に発するものではなからうと考へられるのである。右の類以外のものは大体において(一)(一)、(一)(一)、(一)(一)のように④またはそれに準じて後に附された訓注を板本の訓注として採つてゐることは、さきに述べた通りである。しかしその際にも当然同訓になるべきは、或る箇所ではAとなり、或る箇所ではBとなつてゐる不統一は、すでに原本における上述のごとき協同作業の結果するところであり、(一)に対する(一)、(一)に対する(一)のごとき場合がその例である。

以上まことに不十分なが板本における訓点の由来について考察し、久老校訂のおほよその限界と、菅麻呂を主とする附注作業の過程とについて略述した。

板本の本文ならびに訓点についてその全体にわたる批判を徹底的に行つたのは「新考」である。同書で井上博士が取上げられたものの中から本文に関するものを拾つてゆくと次のやうな箇所が注目をひく。

三六 L52 臥機 謂久那 毗枳

(考36) 謂久那毗枳とある那は猪熊本に従ひて都の誤りとすべし(中略) 久老が臥機を臥機と返読せしはいみじき誤なり(中略) 思ふに栗田氏標注本の本文はもと無訓無点なりしに出版に当りて学問浅薄なる人が久老の校訂本の訓点をさながらに写入れたるにそあらむ)

三七 L 106 元早 (考58) 栗田本「元早」は誤植)

三八

L 181

御臂

(考P.103) 久老の扱れる本には初めよりかくありしにや。猪熊本には明に御負之柄とあり。この負の字斥けがした)

三九

L 190

(L 157) 参照 烽家

(考P.108) 久老が家疑家誤乎と云へるは非ならむ

四〇

L 214

一云船泊之処

(考P.120) 按ずるに一云船泊之処は後人の書入れたる註にて一本に自出と自成一島との間に船泊之処の四字ありといふ意ならむ

四一

L 219

捍皇命

(考P.122) 掃を久老は捍に改めて旧本作掃以二僻按改といへり、げに捍の誤ならむ

四二

L 242

球磨噌啞之時

(考P.131) 猪熊本に球磨噌啞の下、之時の上に凱旋の二字あり、宜しく之に従ふべし

四三

L 262

曰浮穴郷

(考P.140) 標注に日ノ上ニ因字ヲ脱セルカといへり。猪熊本を検するにまさしく因の字あり

四四

L 266

突出

(考P.142) 充而を久老が突出に改めたるはやや常識を逸せり。恐らくは元立の誤ならむ

四五

L 268

救済

(考P.143) 此は拯を誤れるにて久老の底本には極と誤れるなり

四六

L 283

濯漉

(考P.150) 洪漉を久老は濯漉に改めたり。猪熊本には濯漉とあり。久老の改字従ふべし

板本文文に關して新考が批判してゐる項中、右の十一例について言

へば、(四) (四) の如きは久老のとつた処置を是認してゐる場合である。しかし原本を検するに(四)は菅麻呂の書入れたと思はれる傍注にすでに「捍敷」とあり、(四)も「濯漉」とあるのであつて、久老自身の校正によるとは考へ難いのである。(四)は新考の指摘の通りであらう。また(四) (四) (四) の如きは消極的に、もしくは間接的に板本の本文が否定せられてゐるのである。しかしこれらは原本によると(四)は御負柄と本文と傍注があり、多分その傍注に先立つと思はれる久老の朱の頭注「臂」がある。原本本文には「之」の字を脱してゐる点に異なるが、「負」に關しては、もともと猪熊本と同一であつたといひうるのである。(四)は原本ではかかる形の分注ではなく本文の大きさで「一云船泊之家」とあり、(四)につき新考は猪熊本の本文に「凱旋」の二字が入つてゐるやうに書いてゐるが、実は本文には「施」のやうな字が一字あり、傍注に「凱旋」とよみうる二字があるのである。原本も大体それに似てゐて、傍注でその二字を補つてをり、本文も板本と同じである。(四)標注は何によつて板本のこの脱字を補つたか明らかでないが、これはたしかに板本に過誤があつた。といふのは原本にはすでは「日」の上に欠字の○印を施してその左へ朱で「因脱敷」と久老が傍注してゐるのである。原本におけるこの形式の書入は他本(多くは猪熊本(系))の校合の結果によるものであつて、

前章に述べたごとく板本の頭注のほとんどはいづれも原本のかうした傍注に拠つてゐるのであるが、この場合はその傍注を板本に拾はなかつた場合の例である。

以上の四例はいづれも原本の趣なり、体裁なり、傍注なりを板本において生かすべきであつたのに、それをしなかつたために起つた

不合理を新考は指摘してゐるのである。

さらに(関)圖(関)のごとく、新考においてよくない本文として指摘せられたところについてみると、(関)は原本ではやはり「臥機」と訓点を施し、分注は「謂久郡毗枳」となつてゐるのであつて、「郡」を「郡」に誤写したのを、さらにここで校合に用いた本に「那」とあつたのを板本は、本文に採用したのである。(関)は原本の本文に「烽家」(朱家方)と久老の傍注がある。板本はそれを新考が引いてゐるやうな形で頭注にしたのである。板本の第一五七行に同じく分注で「峰家」といふのがある。原本では「峰家」と傍注があるのに、板本ではそれを捨ててしまつてゐるのである。

これらは久老の傍注を尊重したために生じた菅麻呂の誤りであつたと言はねばならない。(関)は原本の本文には「元立」とあつてその右に「突出敷」とある。板本の本文はその傍注によるのであり、傍注は敷と私案のごとき書きふりをしてゐるが、原本では校異の書入れはほとんどこの形をとつてゐるのである。この箇所も何本か掬るところがあつたのであらうと思はれるのである。猪熊本では、これが「光而」となつてゐて、板本頭注に「旧本作充而」といふのはこのことをさしてゐるのではないかと考へられるのである。ここでは原本の本文のままにしておいた方が無難であつたと思はれるにもかかはらず、それを改めたためにかかる非難を受けるに至つた例がでてきてゐるのである。

四七 L45 半凌半殺

(考30) 新P久老が半ハシヌギ半ハシニヌとよめるはいとわろし。半ハシヌギ半ハ殺シキ(又は半ハシヌガレ半ハシニキ)とよむべし)

四八 L72 分明

(考44) 新P分明謂佐夜氣志といふ分注は本来此次にあるべきなり)

四九 L99 安穩

(考54) 久老は甚有安穩をイトマセクアリとよみ(中略)元祿刊本にイマセと傍訓せり。うるはしくはヤスクイマセとよむべきなり)

五〇 L104 其津辺

(考56) 新P津辺はツノへとも古風にツノヒとも訓むべし。但へとも濁らぬを可とす)

五一 L105 禱祈者

(考57) 新Pコヒノメバとよむべし。栗田本にマヒノメバとあるは久老本の悪刻をさながらに移したるにていとあさまし)

五二 L132 欲為國名

(考69) 新P久老が欲をオモヒとよめるはいとわろし。欲為國名までが大荒田の辞なり。されば欲をオモフトとよむべし。又欲は本来 以賢女の上にあるべきなり)

五三 L133 海神

(考70) 新P海神を久老が上に附けてウミノカミナリとよめるはいとわろし。海は次の一句の主格にて年常の下に謂鱈魚と註したるは元来海神の註なるを誤りて下に移したるなり)

五四 L137 久老

(考75) 新P久老はムロとよみ下文藤津郡能美郷の下なるは堡はツチムロとよめり。能美郷の下なるはにかにもあれ、この堡はラキとよまでは郡名の起とならず)

五五 L144 飯粒

(考80) 新P必イヒポとよむべし)



五六 凱旋者イセツタテ (考P.81) 久老はイクサカチテバとよめり。(中略)もし訓読せむとならば旋を主としてカヘラムニハとよむべけれど、寧凱旋セムニハと音読すべし)

五七 細鱗之魚ホソウスケノイサ (考P.82) 久老の如くアヌノ魚と訓むべきに似たれどよく思ふに此時はまだ魚の名だに知らしめざりしなれば少くとも此処の細鱗之魚は魚名とは認むべからず。従ひてアヌとは訓まずしてサイリノと音読すべし)

五八 振招フリマネク (考P.90) 久老はフリヤクとよみたれどフリマネクとよむべし。マネクをいにしヘラクと云ひしにはあらず。ヤクはさそひ寄する事にてマネクとは義すこし異なり)

五九 婦抱メナオモヒテ 其怪オモシロク (考P.90) 久老はヲミナソヲアヤントオモヒテとよめり。(中略)されば久老の訓に従ふべし)

六〇 不得エズ 忍黙ニシム (考P.90) 久老がモダエアヘズとよめるはいとわろし。忍黙の古語はナホアリ又はモダアリなり。モダニにあらず。されば四字はエモアラズ(又はエナホアラズ)と訓むべし)

六一 令セム 察ミ 之ヲ (考P.109) アキラメシメタマヒキとよむべし(久老はミセタマフとよめり)

六二 就中ソノナカノ 第一第一 第二第二 (考P.109) 就中を久老がソノナカノとよめるは宜し。第一第二は音読すべし)

六三 叩頭クイダテ (考P.110) 音読して可なれど、もし訓読せむとならば久老の如くノミテとよむべし。P.126 ノミは願なり。さればこそ叩頭と書けるなれ)

六四 不足エズ 塞サカフ 罪ツミ (考P.110) 塞を久老はアガナフとよめり。(新P.塞を久老はアガナフとよめり。字のままにフタダとよむか又は意を酌みてミタスとよむべし)

六五 猶見ナホミ 如コト 近チカ (考P.111) 久老の訓に基づきてチカキゴトミニ

六六 美福ミホク 良久チカニ 之ノ 濟ツク (考P.116) 新古無数の書にミネラクノ濟といへるは皆本風土記の久老に誤られたるなり。上にいへる如く濟は崎の誤なり)

六七 治水ミヅヲツク (考P.120) 久老は水ククリテとよみたれど治にクグルの義は無し。治は恐らくは冷の誤ならむ。前者ならばキヨシとよむべく後者ならばサムシとよむべし)

六八 掩滅カサヒ (考P.122) は掩は襲なり。されば安んじてオソヒとよむべし。久老が掩滅二字疑ハク掃滅ノ誤カ。嬢子ノ嬢モ亦讓ノ誤カといへるはわろし)

六九 繫船ツギ 覽ミ 於ニ 大藤オホフジ (考P.125) 久老は繫レ船覽於大藤と

七〇 海物ウミモノ (新考 P.127) ウミモノとも久老の如くウミツモノともよむべし)

七二 速来村ハヤキ (新考 P.133) 久老がハヤクとよめるはわるし。宜しくハヤキとよむべし (中略)

七三 超山コチヤマ (新考 P.134) 超山に改めたり。猪熊本にも超而とあれど少くとも超の下、而の上に越えし物を示す一字あるべきに似たり。栗田氏に拠れば一本に起而とありといふ。こは而に合せて超を起に改めたるにあらざるか。しばらく超而の間に山の字を補ふべし)

七四 礪砮シ (新考 P.134) 久老の如く二字を聯ねてイシとよむか又は音読すべし。畢竟玉ト称スベキモノナラネドと云へるなり)

七五 御オホム (新考 P.136) 二つの御を久老のオホムとよめるはいとわろし。(中略) ここは音にてゴとよむか又はオホミモノとよむべし)

七六 (三) (新考 P.136) 久老の如くソナヒダマノ国とよむべし。ソナヒは後世のソナハリにて(キハミをキハマリともいふが如し)

七七 (四) (新考 P.139) 久老がウキナワヒメとよめる心得がたし。

七八 海藻ウヅ (新考 P.145) 久老がモクサオフとよめるを改めてメ、ハヤクオフとよむべし)

七九 (新考 P.149) 久老の如くミワノオホヌとよむべし)

八〇 (新考 P.150) 久老の訓に拠りてムカヘマツルニ

板本の訓点に関して新考が言及してゐる箇所のうちで、右にあげた三十四項を検討するに(四)(四)(四)(四)(四)の八項は、新考が板本の訓を是認し、特に採るべきものとしてゐるものである。また(四)の十八項は、板本に存する訓点の欠点を指摘してゐるのである。これらは本風土記の訓読を決定しようとする際にいちばん問題となるべき部分である。これらのうち(四) (四)は原本に「忍點」とあり、④がモダシアエズと改めてゐるのであるが、板本ではモダエ(モダエの誤刻か)アヘズとなつたのである。ここでも板本のみからでは、かうした附点過程はみられないのである。(四)は原本にノミイノレバとあり、板本にはコヒノメバとあつて、これは新考の誤解なのである。(四)は、この箇所も、能美郷の箇所<sup>227</sup>も原本では最終訓はともにツチムロとなつてゐるのであるが、それが板本では、前者がムロ、後者がツチムロと統一を破つてゐるのは、多分これも菅麻呂のミスタイクであつたと思はれるのである。いづれにして、新考の提案は一度は原本においても考へられたところな

のであつたが、このことも出来上つてしまつた板本のみからでは知る由もないところである。尙ほ原本に「猶見〇近」とあつて、久老はその頭注で「釈ニ引本猶見如近可謂近嶋」因曰「値嘉嶋」と逸文を引用して、この脱字を補つてゐることがわかるのである。板本はこれも頭注にのこすべきであつたと思はれる。尙ほ原本に「超（可）而逃」とあるのを、板本の本文に「超山逃」とあり、頭注に「山旧本作而」としたのは、菅麻呂が、自らの草稿を見あやまつたものであつて、頭注には「旧本脱山」とでもするべきではなかつたらうか。尙ほ、新考が標注に引く一本に、座が彦になつてゐるといふことをあげてゐるが、これも新考の疑つてゐるやうに、どうもこのままでは不安定な本文だといふほかないであらう。尙ほ(四)尙ほ尙のごときは、かなり強いことばで板本の訓をしりぞけてゐる例である。しかしこのうち尙は「行路之人」を主体としての表現であるからして、わたくしは板本の訓でよろしいと思ふのである。尙(四)右において見られたごとくに、新考は多くを板本の本文・訓点に拠りながらも、採長補短、ある時はきびしくその過誤を剔抉してゐるのである。しかし時には、右にも述べたやうに、新考の誤解による批判もあつたことは板本のために明らかにしておかねばならぬところである。

本稿においてわたくしは、所謂久老校訂の板本肥前風土記の現存の稿本(本稿では「原本」とよびならはしてきたもの)として、大東急本肥前風土記があり、それは長谷川菅麻呂(板本では菅緒)が主として作つたものであり、本文校訂および訓点などで久老が関与

してゐるところは、必ずしも最終的なものとなつてゐないと思はれ、板本に「久老校訂」と銘うつたのは、当代著名の学者としての久老のネームヴァリュウを利用しようとの意図が大きかつたものと思はれるのである。

かくて刊行せられた板本は肥前風土記の流布本とはなつた。しかし、その本文がどの系統の写本に属するものであるかは明らかにせられてゐないのであつたけれども、原本としの大東急本の奥書からそれは河村秀根の写本(葎本)系統のものであることが、初めてわかり、その本文は別稿「大東急本肥前風土記について」において述べておいたやうに、猪熊本(系)によつて傍注し、かつ本文そのものは京大図書館本に近いといふことを知ることができるのである。

また板本が伝へた本文・訓点は、栗田博士の標注にも大きな影響を与へたが、井上博士は新考において、板本の本文・訓点について忌憚のない批判を下し、その長短とともに「久老」に帰せられたのは当然のことであつた。わたくしは板本成立の過程における長谷川菅麻呂のかなりはつきりしてゐる作業部分を幾分明確にし、彼らの努力の板本への反映の度合や部分をできるだけ知らうとつとめた。漢字表記の上代の述作において、本文設定の重要な言ふを採たぬが、さらにそれに対してどう附訓するかといふことは、もつとも基礎的な問題なのである。

肥前風土記について言へば、新考が訓点に関して批判した箇所のごときは、おほむね重要なポイントであり、今後の研究上の便宜を考へて列挙したのであつた。